

年金受取型積立定期預金規定

改正後	現 行
<p>年金受取型積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p><b>1. 預金契約の成立</b>  <u>当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</u></p> <p><b>1の2. 預金の預入れ等</b>          (省 略)</p> <p><b>5. 利息</b>          (省 略)</p> <p>(3) <u>債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p>(3) <u>の2</u> 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、約定利率から上乗せ利率の0.1%を除いた利率（小数点第4位以下、切捨て。）に基き次のとおり計算し、この預金とともにお支払いします。          (以 下 省 略)</p>	<p>年金受取型積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p><b>1. 預金の預入れ等</b>          (省 略)</p> <p><b>5. 利息</b>          (省 略)</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、約定利率から上乗せ利率の0.1%を除いた利率（小数点第4位以下、切捨て。）に基き次のとおり計算し、この預金とともにお支払いします。</p> <p>(以 下 省 略)</p>